

令和6年度 第4回 長野県契約審議会

日 時 令和7年2月3日(月)

14時30分～16時30分

場 所 長野市生涯学習センター 大会議室3

1 開 会

(一由企画幹)

本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から「令和6年度 第4回 長野県契約審議会」を開会いたします。

私は本日の司会を務めます、会計局契約・検査課の一由でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進行してまいります。

本日は10名の委員に御出席いただいておりますので、「長野県契約審議会規則」第4条第2項の規定による過半数の定足数を満たしており、会議が成立していることをまず御報告いたします。なお、湯本委員から、会議の途中で一時退席することをご連絡いただいておりますので、あらかじめご承知おきください。

この審議会は公開での審議となり、会議録は後日、県のホームページで公表されます。

会議の終了時刻につきましては午後5時頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで、委員の皆様には本日の資料について、ご連絡させていただきます。

本日の会議資料は事前にお送りしたものに加え、お手元に報告事項オ「説明請求審査部会の審議結果」に関する参考資料をお配りしておりますので、ご承知おきください。

続いて、報道機関の皆様、傍聴の皆様方へお願いがございます。

本日の資料は、今後の検討によりまして修正される可能性がございますので、その点に十分御留意いただくようお願いいたします。

それでは、はじめに県を代表しまして会計管理者兼会計局長の尾島より、ごあいさつを申し上げます。

(尾島会計管理者兼会計局長)

会計管理者兼会計局長の尾島でございます。

佐々木会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本審議会に御出席をいただきありがとうございます。

昨年11月に開催した前回の審議会では、県の取組に対しまして、非常に多くの貴重なご意見をいただきましたが、本日の審議会では、前回審議会での主な意見への回答のほか、「建設工事等における低入札価格調査制度の見直し方針」、「建設工事等の総合評価落札方式における評価項目の見直し」の2件の審議事項、昨年度、対象を拡大した「印刷の請負に係る最低制限価格制度の実施状況」など、合わせて5件の報告事項について御審議いただく予定としております。

委員の皆様方には、前回同様、大所高所から忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(一由企画幹)

それでは、会議事項に入ります。

議事進行につきましては、「長野県契約審議会規則」第4条第1項の規定により会長が務めることとなっておりますので、佐々木会長に会議事項の進行をお願いいたします。

2 会議事項

(1) 前回審議会の主な意見

(佐々木会長)

それでは、会議事項(1)「前回審議会の主な意見」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

1ページ、資料1をご覧ください。

昨年11月12日に開催した契約審議会の主な意見をまとめました。この場でお返す内容はございませんので、誤った要旨となっていないかご確認ください。

(佐々木会長)

ありがとうございました。ただ今の説明に関して、御質問、御意見等ありますでしょうか。

次回以降に改めて報告する、といった内容がありますので、準備ができたところでご報告いただければと思います。

(2) 審議事項

ア 建設工事等における低入札価格調査制度の見直し方針(案)

(佐々木会長)

それでは、審議事項に移りまして「建設工事等における低入札価格調査制度の見直し方針」について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

2ページ資料2-1をご覧ください。昨年9月13日に開催されました、令和6年度第2回長野県契約審議会では調査基準価格や失格基準価格の算定方法を含む、低入札価格調査制度の改善を検討することを表明し、これまで入札状況の分析や他県の動向等の調査を行い、低入札価格調査制度の見直し方針案を作成しましたので審議をお願いします。

まず入札状況の分析結果となります。

令和5年度の入札状況を分析し、建設工事につきましては5ページの資料2-2、業務委託につきましては6ページの資料2-3で、それぞれの入札参加者数と落札率の傾向などを確認しました。

現行の低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法は平成23年度から運用していますが、算定対象の入札者が5者未満の場合と5者以上との場合で異なるため、落札率の傾向にも違いが見られました。

資料の2-2、工事をご覧ください。

調査基準価格の上限値が94.5%となっておりますが、落札率につきまして、特に5者以上の場合に94.5%に集中していることがわかります。

一方、業務委託は6ページの資料2-3の下のグラフ、同じく上限値が90%となっておりまして、そこへ落札率が集中している結果となっております。

この原因は、調査基準価格の算定方法が算定対象の入札者の平均値となっていることから、低入札価格調査や失格の対象とならないよう、最も安全な上限値付近で入札されるためと考えられます。

そのため、特に入札価格のばらつきが小さい場合につきましては、前々回の審議会で報告いたしましたとおり、調査基準価格の上限値からわずかに下回った価格でも、低入札価格調査の対象となる事例が発生したと考えられます。

一方、入札者が5者未満の場合につきましては、調査基準価格が建設工事の場合は入札書比較価格の92%、業務委託では87.5%の固定値となっております。そのため、その付近での落札が多くなっておりまして、特に工事につきましては100%付近での入札や、5者以上の調査基準価格の上限値付近での入札も一定数確認できます。施工等の条件が厳しい案件などは、入札者が少なく落札者が高くなる傾向のため、100%付近の入札というのは十分に考えられるところですが、その他については入札者によって調査基準価格の算定方法が異なることを想定した入札行動が伺えます。

現行の算定方法は平成23年度から大きく変更されることなく運用されていることもありまして、入札者はこれまでの傾向を把握しており、実行予算によらずに予定価格を高い精度で積算し、入札者数や落札率を想定して落札できる価格で入札するケースが少なからずあると考えられます。

また、入札者数が極めて少ない案件を除いて、落札率が調査基準価格の上限値と下限値の間に限定されてしまっていることも課題の一つと考えております。

続きまして、他県の動向ということで、主に低入札価格調査制度の調査基準価格等の算定方法について調査をしましたので説明いたします。

調査の方法としましては、最近、調査基準価格や失格基準価格の算定方法を見直した都道府県へのヒアリングや意見交換を行うとともに、他県が実施した低入札価格調査制度に関するアンケート調査結果の分析などを行いました。

結果としましては、調査基準価格や失格基準価格の算定方法につきましては、国と同様の中央公契連モデルに準拠した固定制を採用している都道府県が多くなっております。

中央公契連モデルにつきましては前々回の契約審議会でもお話ししましたとおり、発注者側が積算した直接工事費や、諸経費に一定の率を乗じた価格を調査基準価格とする、予

定価格によって固定される価格となっております。

一方で市場の実勢価格の反映やくじ引き発生率の抑制、さらには入札契約に係る不正を排除するため、予定価格からは調査基準価格等を特定できない、長野県でも採用している変動性を採用、あるいは検討している都道府県も増加していることがわかりました。

なお、変動性としましては長野県と同様の事例の他、先ほどの中央公契連モデルに準拠した価格にシステム等で発生させたランダム係数を乗じて調査基準価格とする事例などがございます。

続いて本題となりますが、これまで説明いたしました入札状況の分析結果や他県の動向等を踏まえまして、次から説明いたします方針により低入札価格調査制度の調査基準価格及び失格基準価格の算定方法を見直したいと考えております。

まず、見直しにあたりましては、市場の実勢価格を反映し、労働者賃金の適正な水準や企業の適正な利潤を確保するという長野県のこれまでの取組方針を踏まえて、変動性は維持したいと考えております。

その上で、調査基準価格の算定方法につきまして、現在は算定対象の入札者が5者以上の場合につきましては、その平均価格としておりますが、そこから標準偏差に定数を乗じた額を減算した価格を調査基準価格や失格基準価格としたいと考えております。

なお、昨年6月に担い手三法が改正をされており、労務費の適正な水準を確保するというのが大きな改正の柱になっておりますので、算定方法の見直し後も適正な水準の労務費等を確保する必要があります。そのため、建設工事の現行の調査基準価格の下限値は92%となっておりますが、

これを引き上げるとともに、入札価格が上限値に拘束されないよう、上限値は設定しないこととしたいと考えております。

なお、算定対象の入札者が5者未満の場合につきましては、母数が少なく統計的な評価が非常に難しいということもありまして、従来どおり5者以上の場合の下限値を調査基準価格、また失格基準価格としたいと考えております。

現行の失格基準価格につきましては、受注希望型入札と総合評価落札方式で算定方法が異なっておりますが、算定方法を見直した場合の低入札価格調査の発生状況等を確認しまして、同じ算定方法の適用を検討したいと考えております。

続きまして4ページをご覧ください。総合評価落札方式につきましては「公共工事の品質確保の促進に関する法律」のとおり、「公共工事の品質は経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、価格および品質が総合的に優れた内容の契約がされることにより確保されなければならない。」との趣旨を踏まえての入札方法です。下の図の現行という方をご覧ください。現在、総合評価落札方式は価格点と価格以外点と合計点で評価しているところですが、その価格点につきまして、現行の価格最高点というのは、調査基準価格の一点となっております。そこを狙った過度な競争になっているというのが現状です。

これを抑制するため、右側の見直し後という図のとおり、総合評価落札方式の価格点の算定方法等を見直し、現行の調査基準価格である算定対象の入札者の平均価格を価格点基準価格とし、新たな調査基準価格までの間を価格最高点とすることなどを検討したいと考えております。

今後の予定としまして、関係者との意見交換等を行うとともに、入札のシミュレーショ

ン等を行って細部の制度設計や、電子入札システム等の改修準備を進め、制度の細部や実施時期などについて令和7年度の契約審議会で再度ご審議をお願いしたいと考えております。

なお、意見交換等の状況によって今回の見直し方針を一部変更した場合につきましても併せて報告したいと考えております。

また、新たな低入札価格調査制度の実施時期につきましては、令和7年度中を目標としますが、入札参加者の入札行動等も変化すると考えておりまして、低入札価格調査の算定方法を見直した後も引き続き入札状況の分析を行い、適宜、調査基準価格等の算定方法を含む制度の改善を検討してまいりたいと考えております。説明は以上で終わります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。いろいろ工夫されているが故になかなかわかりにくいところもあると思いますがご質問等、いかがでしょうか。

栗田委員、どうぞ。

(栗田委員)

この失格基準価格というのは、要するにその契約の内容に適した履行がなされない恐れがあるかどうかということだと思いますが、この標準偏差に一定の定数をかけるというこの計算で、契約内容に適合してるかどうか判断できるのでしょうか？

(事務局)

失格基準価格につきましては、低入札価格調査制度の一つでありまして、調査基準価格を下回ると調査をして履行ができるかどうかを判断するのですが、失格基準価格は適正な履行できるか判断するための数値的な基準となっております、その価格で失格とする基準となっております。

現行につきましては、調査基準価格から、一律2.5%の率を引いた価格を失格基準価格としておりますが、現行の調査基準価格は、標準偏差±1.5内の平均価格となっており、それに合わせて標準偏差-1.5あたりで失格基準価格を決めるのがよいのではないかと考えているところです。

(栗田委員)

2.5%とか1.5倍という数字の根拠はどのように決められたのでしょうか？

(事務局)

数字の根拠につきましては、平成23年度に設定したときからその数字を使っておりまして、その時点の入札経過等を判断して決めていると思われます。

(栗田委員)

根拠がある数字だという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(栗田委員)

ありがとうございます。

(佐々木会長)

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか？

西澤委員、どうぞ。

(西澤委員)

低価格で入札をされてしまうと、適正な賃金が支払われないという危惧を避けるためなのか、価格最高点を狙った競争を抑制するためなのか、そもそもの狙いを教えてください。

(事務局)

調査基準価格が入札に参加した企業の平均値となっており、平均値付近で履行が可能ということで入札しているにもかかわらず、数万円下回っただけで意図せず低入札調査対象となってしまうということで、これは算定方法に課題があるのではないかとということで考えまして、調査基準価格を少し引き下げる形を考えています。

(木下委員)

説明にありましたとおり、1億2億の工事で落札者より1万円安いだけで低入調査の対象になるという、あまりに理屈が合わない、そういった問題も出てきましたので、そのような矛盾点を解消するためにいろいろ知恵を絞って考えていただいたと思います。これからおそらく500者以上の企業が入札に参加するわけですが、その入札行動によってまた新たな矛盾点が生じないかどうか、そこら辺がちょっとわからないですね。しばらくの間この試行をしてみて、ちょっとおかしいところが見つかったときに、それを修正していくという手法が必要だと思います。

(西澤委員)

県が調査をされてますけれども、このn数はどのくらいになりますでしょうか？47都道府県すべてでしょうか？

(事務局)

はい。すべての都道府県です。毎年様々な県で調査をしているのでそのデータをいただいたり、電話などで確認をしております。

(西澤委員)

はい、承知いたしました。

ありがとうございます。

(佐々木会長)

入札・契約制度はかなりテクニカルなところがあるので、普段携わっていない人は分からないところがありますよね。

今までの調査基準の上限値は、予定価格の 94.5%なのですよ。

(事務局)

そうです。

(佐々木会長)

入札者の平均を調査基準価格にしてるのですよね。

(事務局)

そうです。

(佐々木会長)

予定価格というのは大体、この制度に詳しい業界の方々は積算することができるのですよね。そうすると 94.5%の上限についても大体わかるということですよ。

(事務局)

はい。

(佐々木会長)

調査となると大変だから、入札される方は上限値ギリギリの線を狙いますね。そうすると場合によっては、くじ引きみたいなことをやらざるを得ないような状況になってしまうと。今回はその上限値を取っ払ってしまうわけですね。

(事務局)

地方自治法上、予定価格を超えることはできませんが、その上限値は取り払う予定です。

(佐々木会長)

すると上限値がなくなって、調査基準価格の下限值だけになって、標準偏差とかいろいろ加味して計算したものを、調査基準値にするということですね。

(事務局)

はい。

(佐々木会長)

そうすると、業者は上限値がなくなることで、それを意識しなくてもよくなり、狙いとしてはそれぞれの企業がこの金額だったらできるし、この金額だったら取れるだろうという金額を入れてくるんじゃないか、ということですか。

(事務局)

それが一番の狙いです。

木下委員が仰られたように、応札される方の行動パターンが変わってくると思います。

先ほど最後に申し上げましたとおり、始めた後にできるだけ短いスパンで入札状況を分析をして、不具合があれば変えていくような形を考えていきたいと考えております。他県でもそのように見直しを続けているところもありますので、そういったものを参考にしながら見直しを続けていきたいと考えております。

(佐々木会長)

一般競争入札と総合評価落札方式は今どのぐらいあるのでしょうか？

(事務局)

工事については昨年度で6割近くが総合評価落札方式で、残りの4割が金額で決まる受注希望型競争入札となっています。

(佐々木会長)

濱委員、どうぞ。

(濱委員)

第2回契約審議会で「建設工事における低入札価格調査の実施状況」という報告がございまして、そのときに課題が出されていたのですが、私の認識では特に問題がないとご報告を受けたように覚えていました。

前回審議会の「取組方針の変更」においては、取組番号52が「△今後、検討を進める取組」として、今後見直すということでご返答をいただいておりますので、今後はこれを考えていくものと認識していました。

今回の議題はそれとは別であることは分かりますが、内容が混同してしまいますので、もう少し整理して出していただきたい。

令和7年度に取り組んでいくために意見を出して決めていかないということは分かりますが、課題、数字の考え方、今後の検討方針などのポイントを付けていただかないと意見が出せないのですが。

(木下委員)

正直、議題の内容が難しいので理解しにくいと思いますが、以前の審議会で挙げた問題点について県で検討して、今回の見直し方針が出ています。

おそらく、建設関係の入札に携わっている人でないと、ほとんど理解できないのではないかと思います。大きな流れの中で、私も確認をしておりますし、会長も確認しておりますので、正しい方向には進んでいるかと思うのですが、先ほど申し上げた通り、実際にやってみないとわからない点がいくつか含まれていますので、その都度、検討が必要だと思います。

基本的には労働者の生活保護などへの配慮から、最低制限価格制度等が導入されてきま

した。

今回も、現状での矛盾点は解消されるけれど、これからも賃上げを迫られている中で現場の労働者にしわ寄せが及ばないように、落札率を下げないような工夫がなされているかどうか、そういう目で見ていただければ良いと思います。

(事務局)

第2回契約審議会では、ダンピングの事例はなくなってきたらとご説明しました。その点では問題は生じていないのですが、応札者が意図しないところで低入札調査の対象になってしまうことが課題だということで、それを見直そうとしているのが今回になります。

先ほど木下委員が仰られたように、見直しを行った結果落札率などが下がって、労働者への賃金の行き渡りなどが難しくなるというのは本末転倒ですので、応札者の行動を考えながら調査基準価格の下限値を上げていくということなども併せて考えたいということで、今回お願いをしているところです。

(佐々木会長)

基本的な考え方としては、各企業の自由競争で価格を決めてもらえばいいのですが、そうすると、とにかく安く落としてしまおうという方が必ず出てきます。

そうするとある程度で下限を決めて「そんなに安い価格で仕事はできない」ということを示さなければいけないのですが、それをどこに設定するかというのは、非常に難しいですね。

入札・契約制度については、長野県に限らず、どこの県でも国でもみんな頭を悩ませています。自由に競争してほしいのだけど、品質を確保しなきゃいけない。品質というのは工事の品質だけではなく、労賃など全部を含めてある程度の範囲に収めないといけない。

このやり方でやったとしても、また問題が出てくる可能性はあります。難しいと思いますが完全な正解はないので、やりながら是正していくしかないと思います。

他にいかがでしょうか。秋葉委員どうぞ。

(秋葉委員)

会長に整理していただいたことと同じようなことを思っていて、この制度の肝は塩梅だと思うんですね。それは入札してくださる事業者さんと、税金を適正に執行していく、より良い適正なものを県民に提供していくという兼ね合いを、どう上手に調整していくかという、かなりテクニカルな話もあると思います。

今回お示しいただいているこの定数の部分というのもアダプティブに変わっていく可能性がある、ベストになるかどうかは分かりませんが、ベターを目指して調整をかけていく性質のものだと理解していますが、その理解で合ってますかという確認です。

(事務局)

仰るとおりで、入札状況を分析しながらより良い制度にしていくということで考えております。

(秋葉委員)

ありがとうございます。応札する事業者さんにしてみたら、たった数万円の違いで、低入札価格調査の対象になって、追加で資料を提出してくださいというのは、たまらないと思うんですね。こういう時代ですので、余計と言ったら失礼ですが、やらなくてもいいようなことは減らせられる方向の制度に改善していただけたらと思います。

(佐々木会長)

では、栗田委員お願いいたします。

(栗田委員)

低入札価格調査自体は従来も行われてきていると思いますが、定数を決めるにあたって、具体的なシミュレーションをした状況を教えてもらいたいのですが。

(事務局)

制度の改正にあたり事業者の入札行動も変わってくるかと思うしますので、現時点で全ての案件についてシミュレーションをしているわけではなくて、何件かの事例で、その実効性を確認しているところです。

今後、令和6年度の入札状況についても、同じようにシミュレーションをして、どの程度低入札調査が発生するかどうか、そういったものを確認して、最終的な定数を決めていきたいと考えております。

(栗田委員)

はい、わかりました。ありがとうございます。以上になります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか？湯本委員お願いします。

(湯本委員)

2点確認をしたいと思っております、まず長野県はこの変動制を採用されているわけですが、多くの県、国はいわゆる固定制を採用しております。根本的な部分として、この制度のメリット・デメリットを改めて確認をさせてください。

2点目として、今回の見直しは、秋葉委員からご指摘のありましたとおり事業者さんと、業務量が非常に多いという声も上がっている建設事務所、双方の負担感が軽減できるかどうか確認させてください。

(事務局)

最初のご質問に関して、国などが採用している固定制のメリット・デメリット、それと我々が採用している変動制のメリット・デメリットについてですが、固定制のメリットとしましては、予定価格に一定の割合を乗じて算出することになっておりますので、他者の

入札額に左右されずに調査基準価格が決められて、予定価格を高い精度で積算できれば、調査基準価格が容易に推測できます。デメリットとしましては、メリットの裏返しで、調査基準価格が容易に推測できてしまいますので、調査基準価格付近に応札額が集まって、くじ引きの発生率等が高まる。それから、調査基準価格を特定しやすいので、予定価格漏えいなどの入札契約に係る不正発生のリスクは高いということが言えるかと思います。

変動制のメリットとしましては、応札金額により変動するため、市場の実勢価格を反映できる、それから予定価格から調査基準価格を一意に特定することが非常に難しいということもありまして、固定制と比べまして、くじ引きの発生や入札契約に係る不正発生のリスクは低いのではないかと考えております。

一方、デメリットとしましては、調査基準価格の計算方法が複雑であるということ、それからあつてはならないことですが、応札額によって意図的に調査基準価格を変動させることができってしまうというところがあるかと思います。

二つ目の算定方法の見直しに係る受発注者の業務量の関係ですが、算定方法の見直しによって電子入札システム等の改修が必要になるわけですが、業務量の負担自体は大きく変わらないと考えております。

県では、工事事務管理システム及び電子入札システムの改修を進めておりまして、これらのシステムを改修することによって、受発注者の事務的な負担については軽減をしていきたいと考えております。

(湯本委員)

ありがとうございました。

(佐々木会長)

他にいかがでしょうか？

極端なことをお聞きしますが、例えば猛烈にインフレになって資材価格や人件費が高騰したときに、参加する企業がみんな「こんな価格ではやっていけない」と言って、限りなく予定価格に近づくとか、あるいは予定価格を超えるということもあり得るという理解でよろしいでしょうか？

(事務局)

現在の地方自治法上は予定価格を上回る契約はできませんが、そういったことも当然あり得ます。その場合は入札不調となり、積算や単価の見直しをします。

(佐々木会長)

ありがとうございます。他よろしいでしょうか？

なかなか、わかりにくい部分もあると思いますので、分からない事があったらどうぞ県当局に聞いてください。当局の方もぜひご対応お願いします。

それではこの件につきましては、おおむね適当ということで、よろしいでしょうか？

それでは概ね適当ということでさせていただきたいと思います。

イ 建設工事等の総合評価落札方式における評価項目の見直し

(佐々木会長)

それでは続きまして「建設工事等の総合評価落札方式における評価項目の見直し」について、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

7ページの資料3をご覧ください。

長野県では建設現場の働き方改革を推進する観点から、週休2日工事に取り組んでおりますが、建設現場での普及が進んでおりまして、総合評価落札方式における価格以外の評価点、評価項目を見直したいと考えており、審議をお願いするものです。

週休2日工事につきまして、建設工事の発注にあたっては、平成30年4月から施工者希望型を導入しまして、令和元年9月から発注者指定型ということで、制度を見直しているところです。

その後、令和5年10月からは、原則発注者指定型で週休2日工事を指定して発注をしているところです。

また、総合評価落札方式におきましても、評価項目として令和2年の9月から工事成績等簡易型において週休2日工事の実績を加点評価する取り組みを開始しまして、週休2日工事の建設マネジメント等の企業の実績、それから技術者要件としまして主任技術者等の実績を評価しているところです。その結果、建設業の皆様にもご協力いただきまして、週休2日工事の実施率は令和元年から年々増加しておりまして、令和5年度には96%の建設現場での普及が確認できたところです。

そのため、県の施策としての週休2日工事の現場での定着が図られたことから、総合評価落札方式、工事成績等簡易型における週休2日の実績の評価点については廃止をしたいと考えております。

なお、実施時期につきましては、令和7・8・9年度の建設工事における入札参加資格の資格有効期間の始期に合わせまして令和7年5月1日の入札公告案件からの適用を予定しております。

説明については以上となります。

(佐々木会長)

ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご質問ご意見等ございますでしょうか？

猪俣委員、どうぞ

(猪俣委員)

県の関係の仕事については週休2日で、現場は休みにしてある感じがしますが、現実的には県とかの公共関係だけでなく、民間の仕事も結構やっているとあります。実際の民間の工事は金額も非常に割安に抑えられ、工期も短期間であるため、周りをみても週休2日にはなっていないですね。県の方でこういうことを進めれば、だんだんと民間もそうな

ってくるのかなとは思いますが、書類に「うちの会社は週2日休みですよ」ということを書いただけでどのくらい働き方改革の効果があるかな、と思います。

今の時代においては「仕事でお金をもらうよりも休んだ方がいい」という若い方も結構いますが、結婚して子供ができて、子供が高校・大学というお金のかかる時期になると、週休2日ではなくて、仕事をしてお金を稼がなくちゃいけないというのが現実なんですよね。

週休2日もいいと思いますが、今の日本の現実を考えていただきながら、いろいろと案を練っていただければなと思っております。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

猪俣委員のご発言について、県の方から何かおっしゃることありますか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。建設業界、全ての産業がそうかもしれませんが、担い手の確保というところが最重要課題となっておりまして、今の特に若い方は、就労先を選ぶ際に週休2日はもう当たり前のこと、という感覚でございます。

県といたしましては、原則週休2日で工事を出していますから、普及が確認できたということで、この総合評価落札方式でのインセンティブを外しますが、評価の中でしっかり確認をしていきます。

県の週休2日の実施方針の中でも完全週休2日ということはしっかり残して、働き方改革の政策の中でしっかり担保していきたいと考えているところでございます。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

濱委員、どうぞ。

(濱委員)

働き方改革は始まって数年が経ちますが、建設業の働き方改革での週上限の労働時間、週休2日とよく言われますが、2024年4月からスタートしていて、1年で加点項目からなくなるのは早いなと思いましたが、令和元年から令和5年の数字を明確に示していただいていたって、令和5年で96%を達成できていれば、説明のとおり当たり前の取り組みなので、項目を廃止しますというのは、妥当だと思います。

(佐々木会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

県の事業を担当する事業者の取り組みは96%ということですが、猪俣委員がおっしゃったように、県の事業を受注しない中小企業は多くあると思います。そういった企業の週休2日の普及度合いや、労働時間の傾向などは把握されていますか？

(事務局)

建設業協会さんとの意見交換の中でもやはり民間工事、民間建築工事については週休2日がなかなか進んでないと、ご意見をいただくことはありますが、正確な数字は把握はしておりません。

(木下委員)

建設業協会の会員に限ってであれば、毎年アンケート調査をしてますので週休2日制の徹底状況はわかると思います。

仰るとおり、公共事業を受注している会社の公共事業部門は週休2日だけど、民間建築部門は週休2日ではないとか、いろいろ課題があります。大手建設会社では非常に忙しい工事でも交代制で週休2日を取れますが、中小企業では交代する人間がいないため、公共事業部門の担当者は毎週土日休んでいるけども、民間事業部門の担当者は毎週土曜日出るといった状況があるようですね。

いずれにしても将来の担い手確保という意味では、就業規則に少なくとも週休2日、土日休みということを謳うのは必須で、そうやっていくしか若い人が入ってこない実情ですが、十分目的を果たしたでしょうから、加点を見直すことは結構だと思います。

(佐々木会長)

はい、ありがとうございました。他にご意見ございますでしょうか？

それではこの件につきましては特段ご意見もないようでございますので、概ね適当ということでよろしゅうございますでしょうか？

それでは概ね適当ということでさせていただきたいと思います。

(3) 報告事項

ア 建設工事等における発注標準の見直し

(佐々木会長)

続きまして報告事項に入りたいと思います。

「建設工事等における発注標準の見直し」について事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

8ページの資料4-1をご覧ください。

長野県の入札制度合理化対策要綱等では、建設工事等において事業者を選定しようとするときは、資格総合点数別発注標準及び建設工事入札参加資格名簿により、工事金額に対応する資格総合点数に属する有資格者の中から選定するものとされております。

そのため、建設工事については、①土木一式、②建築一式、③舗装工事、④電気・電気通信工事、⑤とび・土工・コンクリート工事、⑥解体工事、⑦管・鋼構造物（橋梁上部工除く）・造園・その他工事の7種類と、建設工事ではありませんが、⑧森林整備業務について、資格総合点数別発注標準を作成しております。それが次ページの資料4-2の左側に

なっております、これが現行の入札参加資格における発注標準表となっております。土木一式であれば区分を A から E に分けまして、資格総合点数別で発注金額を決めているところです。

国土交通省につきましても、同様の発注標準を作成しておりますが、ここ数年の物価上昇等の影響による建設工事費デフレーター、これは建設工事にかかる費用の相場を示す指標であります、その急上昇を踏まえまして、直轄工事で等級区分がある 6 工種に設定している発注標準の工事金額の引き上げを 26 年ぶりに行いまして、請負契約を令和 7 年 4 月 1 日以降に締結する工事から適用することとしております。10 ページ、11 ページに国土交通省の資料をつけさせていただいております。こちらをご覧くださいと思いますが、発注標準の工事金額の引き上げにあたりまして全 6 工種に対しまして、10 ページ下の工事費デフレーターのグラフに赤い文字で書いてある「令和 2 年度の 1.14 倍」、この数字を各 6 工種の金額に一律に乘じまして、金額を引き上げております。

そのため、9 ページの右側になりますが、県でも国土交通省と同様の伸び率 1.14 倍を各業種に反映しまして、発注標準の工事金額の引き上げを行うこととします。なお、金額の丸めについては、資料 4-2 の上の方に記載をしてあるとおりですが、丸めた結果、現行と同額になる場合につきましては、切り上げて金額を引き上げております。これにより、例えば土木一式をご覧くださいと思いますが、BCDE ランクの者につきましては、それぞれ受注できる金額が少し大きくなっています。

実施時期につきましては、先ほど同様、令和 7・8・9 年度の建設工事における、入札参加資格の資格有効期間の始期に合わせ、引き上げた工事金額による資格総合点数別発注標準表を作成しまして、令和 7 年 5 月 1 日の入札公告案件から適用することとしたいと考えております。

説明については以上です。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご質問ご意見等ございますでしょうか？

(濱委員)

国交省が示した数字が 26 年ぶりに変更されるということでしょうか。

(事務局)

そうですね。県がいつからこの金額であったかは分からなかったのですが。

(濱委員)

色々な数字の見直しには、それぞれの決め方があると思いますが、この数字を決める標準的な考え方は、特にないんですね。国交省が示しているものをそのまま基準にしていけるのですね。

(事務局)

入札に参加する事業者も大規模、小規模ありますから、一律で入札に参加していただくのは難しいということもあって、我々の制度の中でランクを分けさせていただき、そのランクごとに工事を発注しております。

金額についても、以前からこの区分で設定をしてきております。

(濱委員)

特に決まりがない中で手探りってことなんですね。わかりました。

(佐々木会長)

建設企業は長野県内だけで事業しているわけでもないし、県の事業、市町村の事業等いろいろあると思います。

ですから、発注標準というのはある程度全国で統一していくために、国に合わせていくということかと思います。

他にいかがでしょうか？

それでは特にご意見もないようでございますので、この件については報告として承ったとさせていただきます。ありがとうございました。

イ 製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式の改正

(佐々木会長)

続きまして「製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型のプロポーザル方式の改正」について事務局からご説明をおねがいします。

(事務局)

製造の請負、物件の買入れ、その他の契約に係る公募型プロポーザル方式の改正についてご説明をさせていただきます。

まず「1 趣旨」ですが「長野県の契約に関する条例」第3条の基本理念に掲げております、県内の中小企業者の受注機会の確保を図るため、公募型プロポーザル方式に事業所の所在地等の評価を明確化するというものでございます。

続きまして「2 現状と課題」についてご説明させていただきます。

公募型プロポーザル方式は、契約の目的に最も合致した企画の立案又は技術力等を有する者を選定するため、県外本店の競争力のある事業者が選定されやすい傾向にあります。

そのため地域・社会に貢献する取り組みを行う県内の優良な中小企業者が受注しづらい傾向にあります。

資料の5-3、14ページの上段1をご覧ください。

令和5年度のものですが、公募型プロポーザル方式で実際に契約したものの内訳でございます。上から、イベント・研修会運営が218件中96件でございました。2番目に件数が多いところでは、広告・宣伝・啓発等が218件中83件、この両者を合わせますと約82%

で、こういった企画提案的なものが主にプロポーザル方式で契約されている状況です。

資料５－１、１２ページの一番下の５の参考をご覧ください。

こちらには令和３年度～５年度の実績を記載させていただきましたが、令和５年度で説明をさせていただきます。

公募型プロポーザル方式は、令和５年度は２１８件 ３８億円余での契約がございましたが、うち県外本店の事業者は ２１８件中 ７７件、約 ３５％となっています。ただし金額は、３８億円中 ２６億円、約 ７割が県外本店の事業者となっている状況で、県外本店の事業者との契約金額が多い傾向にあります。

続いて「３ 改正内容（案）」についてご説明させていただきます。

予算執行者が任意に企画提案書の項目及び選定基準に次の項目を設定して、評価を行うことができることとする、ということでございます。網かけのとおり、一つ目は事業所の所在地に関する事項、二つ目は地域・社会貢献に関する事項、こういったものを任意で設定して評価を行うことができるようにしたいというものでございます。

資料５－２、１３ページをご覧ください。

「改正のイメージ」という表で、左側が改正前の例でございます。改正前の例では、５つの評価項目を作り、１００点をそれぞれの項目に配点して評価をしています。改正後は右側の例のように、５番６番を網掛けで記載させていただきましたが、こういったものを発注者が任意に設定をします。５番の事業所の所在地に関する事項であれば、県内に本店を有していれば５点の配点、６番の地域社会貢献に関する事項であれば、ISO の認証取得していれば５点の配点というように具体例を示させていただきました。

評価内容については表の下の方の楕円の中に、事業所の所在地に関する事項の評価内容、地域・社会貢献に関する事項の評価内容を例示しております。

続いて資料５－３、１４ページをご覧ください。もう少しイメージを膨らましていただくため、実際にありましたプロポーザル方式の事例をもとにご説明します。

中段２の表でございます。網掛けの県外本店業者が総合計 ３３８点、県内本店業者が総合計 ３１４点で、３３８点の県外本店業者が選定された事例を基にシュミレーションしてみます。

仮に「業務に要する経費およびその内訳」の配点を １０点の配点を ５点にし、「地域・社会貢献」の評価項目を設けて ５点を配点して、実施していたらどうなっていたか、モデルケースとして挙げています。この場合「地域・社会貢献」で県内本店業者が ５点の評価を得られることで、県内本店業者が ３２４点になり、県外本店業者と １点差で県内本店業者が選定されることになります。

１２ページの資料５－１をご覧ください。

「４ 期待される効果」について、県内の中小企業者の受注機会の確保に資することと、県の施策に協力していただけるような事業者の育成にも繋がると思います。また、県を取り巻く喫緊の課題、少子高齢化、人口減少、気候変動や働き方改革といった様々な課題がございますが、プロポーザル方式を改正することによって、こういった課題への対応の一助になるのではないかと考えております。ご説明については以上となります。

（佐々木会長）

ありがとうございます。それではこの件につきましてご質問、ご意見はありますでし

ようか。

中畠委員、どうぞ。

(中畠委員)

改正後の評価内容で逆転する可能性があることは理解できました。令和5年の実績で70%ぐらいの金額を県外本店事業者の方と契約をしているという現状を、できれば県内本店事業者と契約をしていきたいということだと思いますが、イメージとしては、この改正でどのぐらい挽回できているのか、もしくはどのぐらい挽回できることを目的としているのでしょうか。

(事務局)

公募型プロポーザル方式は総合力、企画力、提案力がある、いい仕事をしてくれる事業者を採用するのが目的です。

そうはいつでも、点数的にあまり差異がない場合には、県内事業者の取組を評価したいということを考えています。目安的に何%というものはありませんが、県内事業者を応援している姿勢を示したいということと、部局ごとに色々な政策があるため、そういったものを反映する機会になると考えております。

(中畠委員)

わかりました。ありがとうございました。

(佐々木会長)

他にいかがでしょうか？

木下委員、お願いします。

(木下委員)

県内本店事業者への加点は良いことだと思います。

ただ、この改正により県外資本によるM&Aが進むのではないかと思いますので、フォローしていただきたい。後継者不足で廃業したいという人は、それで生き残るケースもありますので、いい面もあるかもしれません。ただ、やはり県内業者にとっては競争激化という側面が出てきますから、この改正が果たして地域経済のプラス、雇用の確保、あるいは県内の定住人口の増加につながったのかどうか、結果を分析していただきたいと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございました。

評価項目、評価内容の設定については、発注課の任意によるところ、改正後にどの程度の活用がなされるのか、影響が出そうか等不明なため、発注課の活用状況等を見たいと思います。

(佐々木会長)

M&A で、県内にお店はあるけれども、資本は全て県外の企業が持っているといった場合は、地域要件の取り扱いはどうなるのでしょうか。

(中畠委員)

100%子会社でも、その会社が利益を上げられるのであれば、それは意味があると思います。

(事務局)

木下委員がおっしゃられたことはもっともだと思いますので、どんなところが受注しているのか、どのような実施状況だったのかを整理しながら検討を重ねていきたいと思います。

(佐々木会長)

評価については考えていかないといけませんね。ありがとうございました。
他にいかがでしょうか？濱委員、どうぞ。

(濱委員)

13 ページの改正後の表のどこに反映されるのか、もう一度ご説明をお願いします。

それと、「4 期待される効果」に少子化のことが謳われておりますが、長野県は長寿県でありますので、高齢化に対する企業の評価というもの、ぜひ今後の課題項目でご検討いただければと思います。少子化で人口が減ってくる中でも技術などを継承、育成していくことを目的として、長く勤めていただく企業努力というところも見えてくるといいと思います。

(事務局)

13 ページの改正後の表は、評価項目だけ書いてあります。評価内容は例として、表の下
の楕円でお示ししております。二つ目のご意見でありました長寿社会の関係なども、発注
機関のほうで時代や政策に即した評価内容を定めることが可能です。
また、改正後の表の「7 その他業務等の目的を達するために有効な事項」という項目で
定めることも可能ですので、今回はあくまでも例としてお示ししているものでございます。

(濱委員)

あくまで例ということなんですね。承知しました。

(佐々木会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか？
秋葉委員どうぞ

(秋葉委員)

質問というよりは情報提供的な意見です。公募型プロポーザルの業務は要するに企画提案、まさにあたま仕事で勝負していく、付加価値を生み出していくということだと思います。私は産業労働部の起業支援をお手伝いしているのですが、企画系のような仕事をしておられる若手の方が長野県に住まいを移したり、県内で事業を興したりという動きが、最近かなり見えてきています。もちろん、産業全体で何%と出てくるほど大きなものではありませんが、それぞれの分野でかなり有名な人が「長野県に行ったんだね」とか、「長野県内のどこどこ町に、住んでるらしいよ」という動きが結構話題になっていたりします。

お伝えしたいのは、そういう方々が既存の事業者さんとタッグを組んでこういったプロポーザルに挑戦していける可能性が十分あるということです。ですので、例で挙げさせていただいているのは長野県が独自で持っているものだと思いますが、従来からやってらっしゃる県内事業者の受注が増えることに加えて、今申し上げたような、外からの、いわゆるスタートアップのような方々と、コラボするなり組むなりして、最終的に長野県内で良き仕事としてお金が落ちるという流れが生み出せるような一つの手立てに生かしていただいたらいいんじゃないかなと感じております。情報提供がてら申し上げます。

(事務局)

そういったお話をいろいろ聞きながら、対応して参りたいと思います。

(佐々木会長)

ありがとうございました。

他にございますでしょうか？湯本委員、どうぞ。

(湯本委員)

かつて、価格が重視される一般競争入札によって特別支援学校の給食業務の民間委託をした際に、給食の時間に間に合わないなどの大きな問題が起りましたが、この公募型プロポーザルによって大きく改善されたという経験があります。

この評価項目の中では恐らくその他に入るかと思いますが、県内産のものがより利活用されるような、そんな PR もぜひお願いしたいと思います。

(事務局)

評価項目、評価内容の活用方法については、周知を図ってまいりたいと思っております。

(佐々木会長)

はい、ありがとうございました。

他にいかがでしょうか？

他にご意見もないようですので、この点につきましては報告として承ったということにしたいと思います。ありがとうございました。

ウ 印刷の請負に係る最低制限価格制度の実施状況

(佐々木会長)

続きまして「印刷の請負に係る最低制限価格制度の実施状況」についてご報告をお願いします。

(事務局)

15 ページ資料6をご覧ください。

こちらにつきましては、昨年度の審議会でご審議いただいた内容の現状報告となります。

「1 取組方針」につきましてはご覧の通りとなっております。

「2 現行制度の概要」につきましては、(1)の通り、今年度から予定価格を20万円以上の案件に対象を拡大しております。また、同様に最低制限価格は予定価格×75%としております。

「3 実施状況」をご覧ください。

令和5年度までは3月末時点、令和6年度、今年度は11月末時点のものとなっております。

オレンジの折れ線グラフの通り、対象案件を拡大したことにより最低制限価格を設けた案件の実施率につきましては上昇しております。ちなみに印刷物の発注件数について、青色の棒グラフをご覧くださいますと、令和5年度までは250件程度でしたが、今年度は11月末時点で80件程度となっております。例年年度末にかけて発注数は伸びる傾向ですが、おそらく今年度の件数は少なくなると見込んでおります。これは、広報の方法が紙からデジタルに変化しているといったことが考えられます。業界の方との意見交換においても、そういった様子をお聞きしているところでございます。

右上の平均落札率をご覧ください。最低制限価格の引き上げにより試行案件については約3%上昇しました。また、全体で見ましても上昇傾向となっております。

左下の平均応札者数については、昨年度から増加をしております。こちらにつきましては最低制限価格の引き上げにより、競争できる金額になったと考える事業者が増えて、競争率が上がったものと考えております。

右下は、試行案件の応札者数と最低制限価格未満の割合です。こちらは参考程度になりますが、最低制限価格を引き上げたことにより、最低制限価格を下回る見積書の提出が増えております。

最後に「4 課題と対応」です。

記載されている通り、最低制限価格を導入できる案件の拡大、こちらを課題として考えております。現状、印刷物の積算はシンプルなチラシの印刷、そういったものしか行えていない状況でして、大半の印刷物の積算が困難となっております。課題解決に向けて、今後関係団体と協議して対応策を検討してまいりたいと思います。報告は以上になります。

(佐々木会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまのご報告につきましてご質問ご意見等ございますでしょうか？
それではこの件については報告として承りました。ありがとうございました。

エ 消防用設備等点検業務における賃金実態調査の結果

(佐々木会長)

続きまして「消防用設備等点検業務における賃金実態調査の結果」についてお願いいたします。

(事務局)

清掃・警備・設備管理・消防用設備等点検業務における賃金実態調査の結果についてご説明いたします。

なお、清掃・警備・設備管理業務につきましては、第2回の契約審議会においてご報告をさせていただいております。本日の報告は、消防用設備等点検業務の結果についての追加報告と、第2回でいただいたご意見をもとに、一部資料の内容を修正させていただいたものになっております。

それでは、16 ページ資料 7 をご覧ください。

「1 取組方針」につきましてはご覧の通りです。

「2 調査内容」につきましてもご覧の通りでございまして、(2) 調査期間の通り、本日ご報告いたします消防用設備等点検業務は昨年の9月分についてご回答いただいたものになります。

「3 調査結果」につきましては(1)の通り消防点検の対象数、対象者数は9者となっております、9者の方全員からご回答いただいております。(2)をご覧くださいますとわかるように、消防につきましては、正社員の方の割合が高いことや、技術が求められるため、平均年齢や最低賃金帯の割合の数値が低くなっていると思われます。

次のページをご覧ください。

(3) 賃金分布状況です。こちらにつきましては、第2回の報告の際に、正社員の方と非正社員の方を分けて示した方がいいのではないか、というご意見をいただきましたので、グラフを修正させていただいたものになります。

ご覧の通り清掃や警備では正社員の方でも1,000円未満や1,000円付近の比較的低い賃金で働かれる方がいるというような結果になっております。消防点検につきましては、技術が求められる職種であることありますから、他の職種と比較しても高い傾向となっております。

(4) R6 労務単価と調査結果の比較をご覧ください。

こちら先ほど同様、正社員の方と非正社員の方を分けて示しております。正社員の方に関して見ますと、各業務とも概ね労務単価に近い金額となっております。

「4 調査結果」の推移をご覧ください。

こちらは前回お示ししたグラフに消防点検を追加したものになりまして、消防点検の数字は点線で示しております。こちらは参考程度にご覧いただければと思います。

賃金実態調査は現在、予定価格 100 万円以上の一般競争入札を行った案件を対象にしているところですが、前回の審議会でもお話した通り、消防点検では 100 万円未満公募型見積合わせ案件の数が大変多くなっております。

来年度は公募型見積合わせの案件についても、調査を拡大して、精度を高めていきたいと考えております。

報告は以上になります。

(佐々木会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまのご報告につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか？

濱委員どうぞ。

(濱委員)

前回の審議会のときに出させていただいた意見を、分析、データ収集してグラフ化していただいて、ありがとうございます。

(佐々木会長)

他にございますでしょうか？

それではこの件につきましては報告として承りました。ありがとうございました。

オ 説明請求審査部会の審議結果

(佐々木会長)

続きまして「説明請求審査部会の審議結果」についてご報告をお願いします。

(事務局)

説明請求審査部会の審議結果についてご説明いたします。

資料 8、18 ページをご覧ください。

建設工事に係る委託業務についての成績評定に関する再説明請求について、知事から諮問を受けましたので、説明請求審査部会を開催し、答申いたしましたのでご報告をいたします。

「1 開催内容」につきましてはご覧のとおりでございます。

昨年 11 月 6 日に部会を開催し、発注機関、主管課および事務局同席のもと説明請求に関する事情聴取を行いました。なお、再説明請求者は諸事情により事情聴取を欠席し、代わりに文書にて提出されたお考えを事務局で読み上げました。再説明請求の要旨は、記載の通り、評定の客観性、公平性について疑義があり、そのために再説明請求を求めるものでした。

「2 審議結果」につきまして、審議会規則第 5 条第 6 項および平成 26 年度第 1 回契約審議会の議決により、部会の決議をもって審議会の決議としておりまして、審議会とし

て知事に答申をした内容を読み上げさせていただきます。

監督員および検査員の評価内容並びに採点表は正当に評価されたものと認められ、変更しないことが妥当である。なお、関係書類を確認したところ、受発注者共に十分な照査や確認が行われていないと思われるため、いかなる業務においても真摯に取り組まれるよう希望する、ということで答申をしています。

報告は以上になります。

(佐々木会長)

はい、ありがとうございました。

ただいまの件、ご質問等ありますでしょうか？審査部会の先生方、本当にお疲れ様でした。

以上をもちまして、予定していた議事は全て終了いたしました。

本日の会議事項またはそれ以外の事項について、この際ですが質問などございましたらお願いします。

湯本委員、どうぞ。

(湯本委員)

審議事項のイの関係に関連して、直接的なものではないのですが、この物価高の中での賃上げが中小企業と大企業との間で格差が広がっているというのはご承知のとおりですが、中小企業が賃上げの余力を確保できないことについては、原材料、またコスト高による価格転嫁ができる環境作りというのが問題になっているところです。そういった中で、経産省では、取引先の中小企業との価格交渉ですとか、価格転嫁に後ろ向きな企業名を公表しています。

建設業については、いわゆる下請け法の対象除外ということは承知をしておりますが、担い手三法の動向を踏まえまして、こういった同様の対応についても検討されているのか、私的にはするべきじゃないかということではありますが、その点についてお願いしたいと思います。

(事務局)

お話いただきましたとおり、建設業法等の担い手三法が昨年6月に改正されましたが、その大きな目的の一つが労働者の処遇改善とか、資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止となっておりまして、具体的には労働者の処遇確保が建設業者に努力義務化されるということと、中央建設業審議会が適正な労務費の基準というのを作成して、これを著しく下回る見積りや、契約締結が禁止されまして、違反発注者は勧告等の対象となります。こちらにつきましては、昨年6月に法改正されたところですが、施行は令和7年12月を予定されていまして、その施行に向けて現在、労務費の基準ですとか、その実効性確保について中央建設業審議会のワーキンググループで議論されているところです。また建設Gメンによる監視強化というの、国の方で実施されていると聞いております。こういった国の動向を注視しまして、県としての対応を検討してまいりたいと考えております。

(佐々木会長)

よろしいでしょうか？この際ですから、他に何かありますか。

それでは、円滑な議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

事務局にお渡ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

委員の皆様方におかれましては、多数の事項につきましてご審議ご意見賜りまして誠にありがとうございました。

3 その他

(事務局)

続きまして、次第3のその他でございますが、事務局から1点報告させていただきます。来年度の第1回目となります契約審議会につきましては6月上旬頃の開催を予定しております。後日、事務局からご予約の確認をさせていただきますので何卒ご協力をお願いいたします。

その他、委員の皆様から何かございましたらまだお時間、予定の時間までありますのでどうぞ遠慮なくお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか？

よろしいですか。ありがとうございました。

4 閉会

(事務局)

それでは以上をもちまして、令和6年度第4回長野県契約審議会を閉会とさせていただきます。

本日はご多忙の中どうもありがとうございました。